

# 小規模事業者経営改善資金の拡充(新型コロナウイルス対策マル経)

令和元年度予備費予算額 **2.0億円** (財務省計上)

## 事業の内容

### 事業目的・概要

- 小規模事業者経営改善資金融資（通称：マル経融資）制度は、商工会・商工会議所・都道府県商工会連合会の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人・低利で融資を行う制度です。
- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた小規模事業者の資金繰りを支援するため、新型コロナウイルス対策特枠として、以下の措置を実施します。
  - ①貸付限度額について、別枠として1,000万円を措置
  - ②貸付金利について、別枠1,000万円の範囲内で、当初3年間、通常の金利から▲0.9%引下げ（1.21%→0.31%）
  - ③据置期間について、設備資金を4年以内、運転資金を3年以内に延長

### 条件（対象者、対象行為、補助率等）

- 貸付対象者は、新型コロナウイルス感染症の影響により最近1か月の売上高が5%以上減少した小規模事業者です。

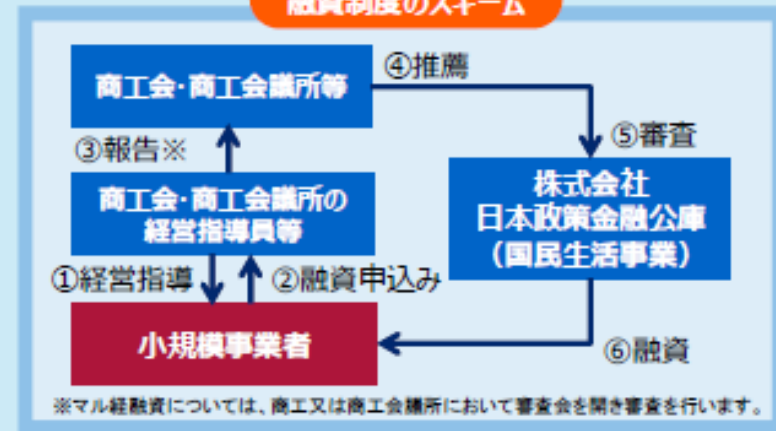
### 成果目標

- 本融資を通じて小規模事業者の経営改善の促進を目指します。



## 事業イメージ

### 融資制度のスキーム



### 貸付条件

#### <新型コロナウイルス対策特枠>

- 貸付限度額：別枠1,000万円
- 貸付金利：0.31%（令和2年3月10日現在）  
※当初3年間、経営改善利率より▲0.9%引下げ
- 貸付期間：設備資金10年以内、運転資金7年以内
- 据置期間：設備資金4年以内、運転資金3年以内
- 担保等：担保・保証人は不要
- 経営指導：原則6か月以上、商工会等の経営指導を受けること

#### <本体枠>

- 貸付限度額：2,000万円
- 貸付金利：経営改善利率 1.21%（令和2年3月2日現在）
- 貸付期間：設備資金10年以内、運転資金7年以内
- 据置期間：設備資金2年以内、運転資金1年以内  
（担保等は新型コロナウイルス対策特枠と同じ）

# 日本政策金融公庫による資金繰り支援（新型コロナウイルス感染症特別貸付）

令和元年度予備費予算額 **579.0億円** <うち財務省計上 346.0億円>

## 事業の内容

### 事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に、売上の減少など業況悪化を来している中小企業・小規模事業者・個人事業主（フリーランスを含む）の資金繰りを支援するために、出資金により日本政策金融公庫の財務基盤を強化します。

### 成果目標

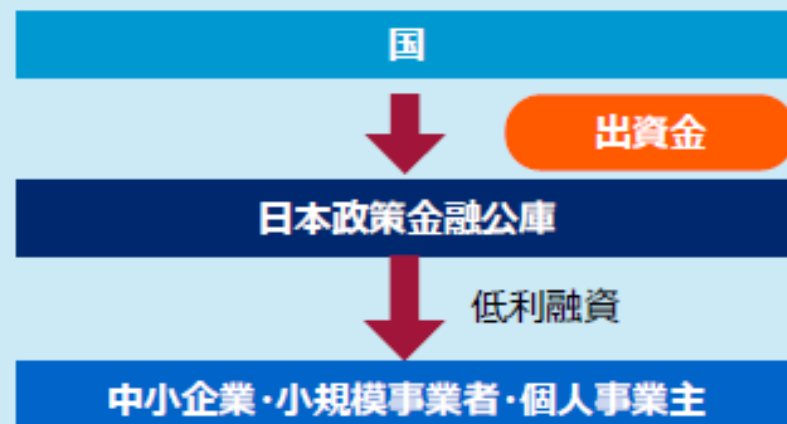
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上の減少など業況悪化を来している中小企業・小規模事業者・個人事業主（フリーランスを含む）の資金繰りを支援するために、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」を創設します。
- 融資枠を別枠とし、信用力や担保に依らず一律金利にしたうえで、融資後3年間まで0.9%の金利引下げを行い、資金繰り円滑化を支援します。

### 条件（対象者、対象行為、補助率等）

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者・個人事業主（フリーランスを含む）の資金繰り円滑化。



## 事業イメージ



融資対象：新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1か月の売上高が前年又は前々年比5%以上減少した方

※業歴3か月以上1年1ヶ月未満の場合は、最近1か月の売上高が過去3か月（最近1か月を含む。）の売上高の平均額に比し5%以上減少していること等。

（※）個人事業主（フリーランス含み、小規模に限る）は、影響に関する定性的な説明でも可とするよう柔軟に運用

貸付限度：中小事業3億円（別枠）、国民事業6千万円（別枠）

貸付利率：当初3年間 基準利率▲0.9%、4年目以降基準利率  
（中小事業1.11%→0.21%、国民事業：1.36%→0.46%）  
（利下げ限度額：中小事業1億円、国民事業3千万円）

貸付期間：設備資金20年以内、運転資金15年以内

据置期間：5年以内

基準利率：中小事業1.11%、国民事業1.36%  
（令和2年3月2日現在、貸付期間5年の場合）

※信用力や担保の有無に関わらず利率は一律

# 特別利子補給制度（新型コロナウイルス感染症関連）

令和元年度予備費予算額 **47.0億円**

## 事業の内容

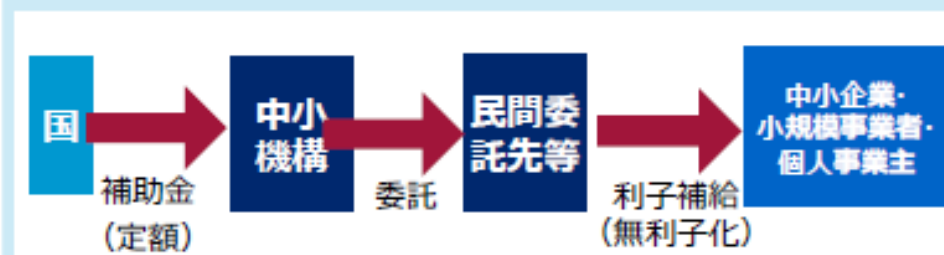
### 事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症による影響を受け、日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」により借入を行った中小企業者等のうち、特に影響の大きいフリーランスを含む個人事業主、また売上高が急減した事業者などに対して、利子補給を行うことで資金繰りの支援を実施します。
- 売上高の減少など一定の要件を満たした中小企業・小規模事業者に対して、借入後3年間の利子補給を実施し、実質無利子化します。

### 成果目標

- 新型コロナウイルス感染症による影響により、特に経営の安定に支障を生じた中小企業・小規模事業者、フリーランスを含めた個人事業主に対して、資金繰りを支援します。

### 条件（対象者、対象行為、補助率等）



## 事業イメージ

### 中小企業・小規模事業者・個人事業主

①融資申込

②低利融資

日本政策金融公庫等  
(新型コロナウイルス感染症特別貸付)

③利子補給金請求

⑧利子補給金支払

⑤実績報告

④実績確認

### 民間委託先等

⑥補助金支払請求

⑦補助金支払

### 中小企業基盤整備機構

国

補助金助成

### 対象要件

- 適用対象：日本政策金融公庫等の新型コロナウイルス感染症特別貸付により借入を行った事業者のうち、以下の要件を満たす方
- ①個人事業主（フリーランスを含み、小規模に限る）…要件無し
  - ②小規模事業者（法人に限る）……………売上高▲15%
  - ③中小企業者（上記①②を除く）……………売上高▲20%

補給対象上限：中小事業1億円、国民事業3千万円、当初3年間

※ 小規模要件：製造業、建設業、運輸業、その他業種は従業員20名以下  
卸売業、小売業、サービス業は従業員5名以下



# 信用保証による資金繰り支援（新型コロナウイルス感染症関連）

令和元年度予備費予算額 **54.0億円** <うち財務省計上 47.0億円>

## 事業の内容

### 事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症により経営の安定に支障が生じている中小企業者・小規模事業者に対して、セーフティネット保証4号及び5号を通じた資金繰りの円滑化を図ります。
- また、全国の中小・小規模事業者の資金繰りが逼迫していることを踏まえ、売上高が減少する中小企業・小規模事業者に対して、セーフティネット保証とは更に別枠となる危機関連保証を措置します。
- これらによる中小企業・小規模事業者の経営の安定を後押しするため、信用保険を行う日本政策金融公庫の財政基盤を強化するとともに、信用保証協会の損失の一部を補填することで、信用保証協会による積極的な保証引受けを促します。

### 成果目標

- 新型コロナウイルス感染症の影響により経営の安定に支障を生じた中小企業・小規模事業者の資金繰りを支援する。

### 条件（対象者、対象行為、補助率等）

補助（7億円）【経産省計上】 損失補償



出資（47億円）【財務省計上】



## 事業イメージ

- セーフティネット保証4号（全国を地域指定）  
保証割合:100%、保証限度額：一般保証とは別枠2.8億円、  
認定要件：売上高等▲20%以上
- セーフティネット保証5号（影響を請けている業種を追加指定）  
保証割合:80%、保証限度額：一般保証とは別枠2.8億円、  
認定要件：売上高等▲5%以上
- 危機関連保証  
保証割合：100%、保証限度額：S N保証とは別枠2.8億円、  
認定要件：売上高等▲15%以上

